

適正な下水道使用料の在り方に関する
答申書（案）

令和6年10月3日

嬉野市下水道審議会

1 はじめに

下水道は、日常生活における汚水の処理や雨水排水による浸水を防止する役割、住宅周辺から発生する悪臭や害虫発生の防止を図り、快適な市民生活を維持していくために欠かすことのできないインフラの一つであり、将来にわたってその経営を継続し、安定的な下水道サービスを提供しなければなりません。

嬉野市の下水道事業は、公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の運営を行っています。

下水道事業の運営において、嬉野市では令和4年度に地方公営企業法を適用し、これまでの歳入歳出決算から発生主義とする企業会計へ移行したことで、独立採算の原則に基づき、使用者より納めていただく下水道使用料を基本とする運営に移行しています。経営の基盤となる下水道使用料は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮し、適正な受益者負担のもと、一層安定した経営が将来的に確保できることが必要です。

本審議会では、厳しさを増す財政状況などを踏まえ、下水道事業の経営の安定化を図るため、令和6年7月22日付け嬉環下第137号で嬉野市下水道事業 村上市長より、適正な下水道使用料の在り方についての諮問を受け、3回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を出しましたので、ここに答申するものです。

2 下水道使用料の在り方について

嬉野市の下水道使用料は令和3年度の農業集落排水施設の使用料体系の変更を除き、供用開始以降20年近く料金の見直しを行っていません。

現在の下水道使用料単価は147円/m³であり、国が要請する全国平均単価の150円/m³を下回っていることから、改善が求められています。

公営企業である下水道事業においては、事業に伴う収入によって経費を賄う独立採算制の原則が適用されていますが、現在の下水道使用料体系では、汚水処理に係る経費を賄うことができず、不足分は市税を財源とする一般会計から多額の補助金（基準外繰入金）を受けることによって、下水道事業経営が維持されている状況です。また、人口減少や節水機器の普及等により水需要は減少傾向にあることから、下水道使用料も減収が見込まれる一方、インフレや老朽化する施設等の更新時期の到来による将来的な財源不足が懸念されるなど、極めて厳しい状況が見込ま

れます。

このような状況を鑑み、将来にわたり、安全で快適な下水道サービスを持続的・安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、受益者負担の原則に従い、汚水処理費に係る経費を下水道使用料で回収できるよう、下水道使用料の改定は必要であると考えます。

しかしながら、下水道使用料改定に際しては、急激な使用料の増額による市民生活に与える影響や地元経済を支える大口使用者への影響などを考慮することは必要であり、過度な負担を強いる改定とならないよう十分に配慮すべきと考えます。

3 下水道使用料算定期間

使用料算定期間は、公益社団法人日本下水道協会が策定した「下水道使用料算定の基本的考え方」の「使用料算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当である。」を参考とした上で、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

4 使用料対象経費

下水道使用料に求められる「適正な原価」を算出するため、営業費用及び支払利息により総括原価を算定しました。その結果、使用料算定期間である令和7年度から令和11年度までの5年間における総括原価は、1,543,180千円と算定しました。

料金改定を検討する際には、料金算定期間である5年間の総括原価の料金収入総額の見込額が総括原価を下回っており587,986千円不足しています。

5 使用料改定による増収額

先ほど述べた総括原価を料金収入で上回るには、1年間平均120,000千円の使用料増収の必要があります。この場合、値上げ率が61.6%と大幅な使用料改定増額となり、家計に与える影響が大きくなります。そのため、段階的措置として経費回収率80%以上、6,000万円使用料増収となるように改定後の料金体系を設定しました。

6 使用料体系の設定

現行の下水道使用料は二部使用料制を採用しており、1月当たり10 m³の基本使用料1,200円、10 m³以上1 m³あたり150円を設定しています。しかし、今回の改定においては、将来的に有収水量の大幅な増加が見込めないことから、処理施設を適切に維持していくためには、使用者が等しく負担し安定収入である基本使用料は一定程度確保し続ける必要があります。従量使用料については、使用水量が多ければそれだけ管に与える影響が増大することや、一般家庭の負担度合にも配慮した構成となっていることから累進使用料制を採用し、汚水量が増える区分を4段階設定することが適当であると判断しました。

7 改定後の料金表について

現行料金表を表1に、改定後料金表(案)を表2に示します。また、使用水量における使用料【現行と改定案の比較】を表3に示します。

表1 現行料金表(1か月あたり) ※税抜

区分	汚水量	使用料
基本使用料	10 m ³ まで	1,200円
従量料金	10 m ³ を超える分	150円

表2 改定後料金表(1か月あたり) ※税抜

区分	汚水量	使用料
基本使用料	—	1,000円
従量料金	1 m ³ ~10 m ³	100円
	11 m ³ ~20 m ³	140円
	21 m ³ ~40 m ³	190円
	41 m ³ ~	230円

表3 使用料【現行と改定案の比較】（1か月あたり）

※税抜

汚水量	現行	改定案	現行差
5 m ³	1,200 円	1,500 円	300 円
10 m ³	1,200 円	2,000 円	800 円
20 m ³	2,700 円	3,400 円	700 円
30 m ³	4,200 円	5,300 円	1,100 円
50 m ³	7,200 円	9,500 円	2,300 円
100 m ³	14,700 円	21,000 円	6,300 円
500 m ³	74,700 円	113,000 円	38,300 円

8 改定時期

令和7年4月施行

令和6年12月定例会市議会で議決を得た後、使用者への周知期間等を考慮し、令和7年4月に下水道使用料改定を行うことが適当であると判断します。

9 附帯意見

(1) 使用料改定における周知について

下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し相互理解を図ることが重要です。特に下水道料金改定は、市民生活や事業所経営に及ぼす影響が大きいため、使用者に改定の趣旨や内容等について理解してもらえよう、周知に努めてください。

(2) 下水道使用料の定期的な見直し

今回の料金改定は、令和7年度から令和11年度までを使用料算定期間としています。引き続き、適正な下水道使用料のあり方について検証を行い、効率的な事業運営や経営の安定化に努めてください。なお、使用料については、社会経済情勢の変化に対応するため、5年に一度の頻度で定期的に見直しの検討を行ってください。

(3) 一般会計からの繰入金（基準外）について

今回の料金改定によって 6,000 万円の下水道使用料料金増収は見込まれます

が、依然として一般会計からの繰入金（基準外）に頼らざるを得ない経営状態です。

そのため、次回料金改定までの当面の間現行の水準で一般会計からの繰入金の維持をすることが適当であると判断します。

10 結び

本審議会では、下水道事業の経営安定化を図るため、適正な下水道使用料について慎重な審議を重ね、基本的な方向性を示しました。

嬉野市の下水道事業が、住民及び事業者の理解と協力を得ながら公営企業として不断の経営努力を行い、適正な事業運営を図られるよう強く要望するとともに、将来にわたり安全で快適な下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、その責務を果たすことを期待します。

嬉野市下水道審議会委員名簿

	氏名	備考
会 長	北川 泰則	民間団体の代表者
副会長	中尾 嘉伸	学識経験者
委 員	山口 増広	民間団体の代表者
委 員	執行 聖二	学識経験者
委 員	藤田 達美	民間団体の代表者
委 員	田島 昭英	民間団体の代表者
委 員	松本 泰宏	民間団体の代表者
委 員	池田 憲明	市長が必要と認める者
委 員	山口 満夫	市長が必要と認める者
委 員	大曲 京子	市長が必要と認める者
委 員	岡 典子	市長が必要と認める者

嬉野市下水道審議会の開催状況について

回数	開催日時	開催場所	議事
第1回	令和6年7月22日(月) 午前10時～11時	嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・市長諮問 ・嬉野市下水道事業経営状況
第2回	令和6年8月23日(金) 午後2時～3時30分	嬉野市役所 嬉野庁舎 3-1 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道料金改定(案)
第3回	令和6年9月27日(金) 午後2時～	うれしの市 民センター 1-1 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書(案)確認